

財団法人日本消化器病学会の役員報酬・退職金に関する規程

第 1 条 この規程は、寄附行為第 14 条に関し、必要な事項を定めるものである。

第 2 条 本学会の役員は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則 この規程は、平成 15 年 3 月 7 日より施行する。